

内航海運業における契約等に関する 実態調査の結果

令和2年1月24日(金)

国土交通省海事局

1. 調査の概要

○調査期間 令和元年11月5日(火)～12月9日(月)

○調査方法 アンケート調査(アンケート用紙を配布・回収し集計) (配布先:1,913者)

○主な調査項目

<船員確保について>

- ① 十分な船員を確保できているか。
- ② 船員に十分な休暇・休息を与えることができているか。
- ③ 船員に十分な休暇・休息を与えることができない要因は何か。

<荷主等との契約について>

- ④ 運送・用船契約を書面で交わしているか。
- ⑤ 契約において、船員が行う荷役時の作業を明確に取り決めているか。
- ⑥ 取り決めた通りに作業が行われているか。

<運賃・用船料について>

- ⑦ 現在の運賃・用船料水準で必要な経費を賄えているか。
- ⑧ 運賃・用船料はどのようにして決めているか。
- ⑨ 運賃・用船料を決める際、内訳(費用項目・金額)が明示されているか。
- ⑩ 運賃・用船料の内訳として明示されているものは何か。

※回答数について ④～⑩の項目は以下のとおり

- 運送契約・運賃に関する質問への回答数(オペレーターとしての回答):350者(うちオーナー兼業228者)
 - 用船契約・用船料に関する質問への回答数(オーナーとしての回答):589者(うちオペ兼業228者)
- オペレーター・オーナーの兼業事業者(228者)については、両方の質問に回答。

2. 調査結果の概要

<船員確保について>

- 7割以上の事業者が「十分または概ね確保できている」と回答。
- もっとも、油送船等は「船員を確保できていない」と回答した割合が他の船種に比べ高い。
- 休暇・休息について、油送船等は「船員に十分休暇・休息を与えることができていない」と回答した割合も高く、その要因として、半数近くが「予備船員の確保ができない」と回答しており、船員の確保において厳しい状況がうかがえる。

<荷主等との契約について>

- 8割前後の事業者において契約は概ね書面で交わされている。
- もっとも、船員が行う荷役作業については、4割弱の事業者がまったく取り決めをしていない。
- 常に取り決めている事業者であっても、2割超が取り決め以外の作業を実際に行っている。

<運賃・用船料について>

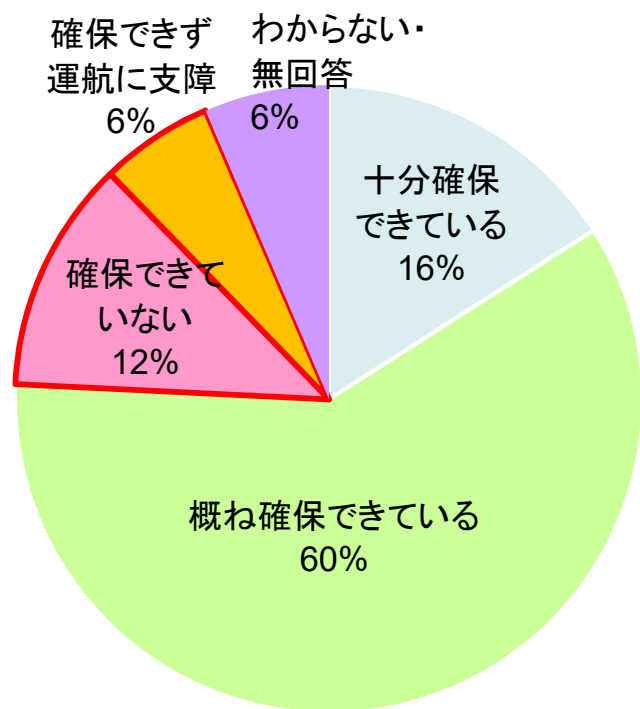
- 現在の運賃・用船料水準で、必要な経費を「賄えている事業者」と「賄えていない事業者」は二分化されている。
- 「賄えている事業者」は、7～8割が「交渉で運賃・用船料を決めている」のに対し、「全く賄えていない事業者」では「交渉で運賃・用船料を決めている」のは5割程度に留まり、「相手側から一方的に提示」される割合が高い。
- また、「賄えている事業者」の7割近くは、「必要経費の内訳を明示したうえで運賃・用船料を決めている」のに対し、「賄えていない事業者」では必要経費の内訳を明示しているのは4～5割に留まっており、さらに、契約を書面で交わしている割合も低い。

3. 調査結果（船員確保について①）

問 十分な船員を確保できていますか。

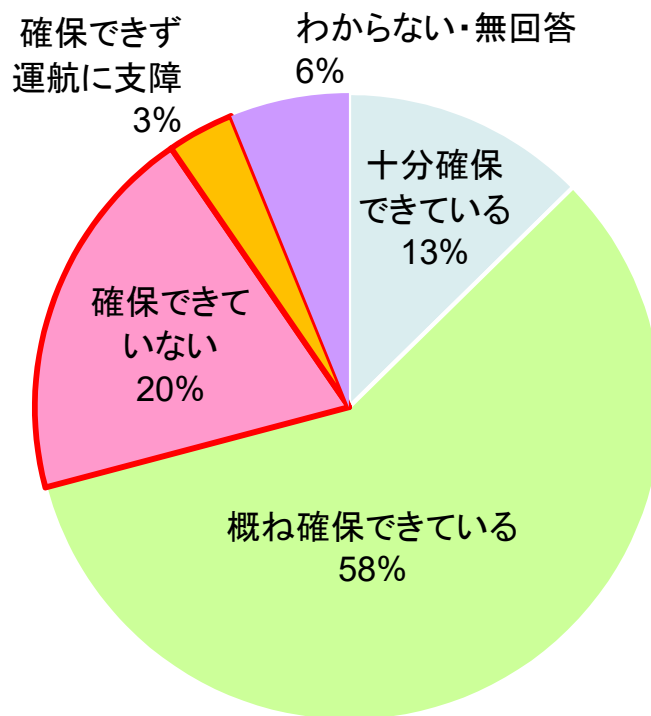
一般貨物船(326者※)

※使用船舶に一般貨物船を含む事業者数



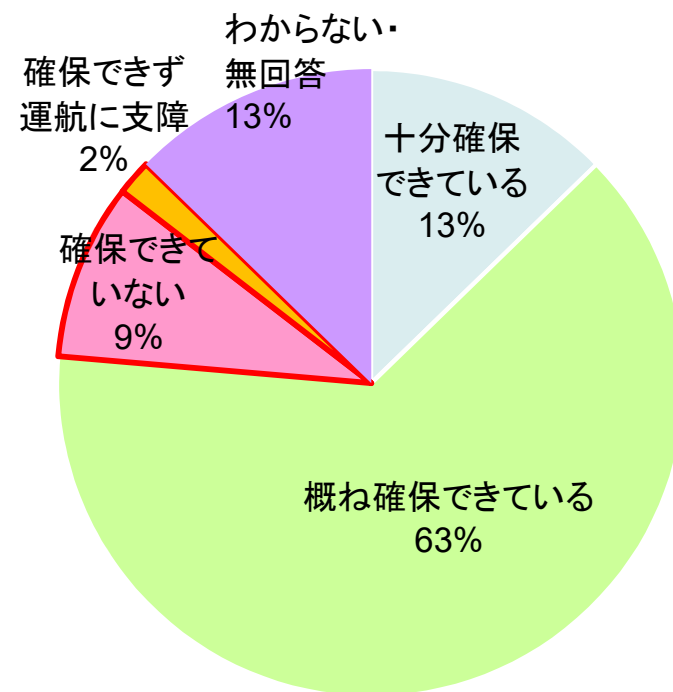
油送船等(261者※)

※使用船舶に油送船、ケミカルタンカー又は特殊タンク船を含む事業者数



RORO船等(55者※)

※使用船舶にRORO船、コンテナ船又は自動車専用船を含む事業者数

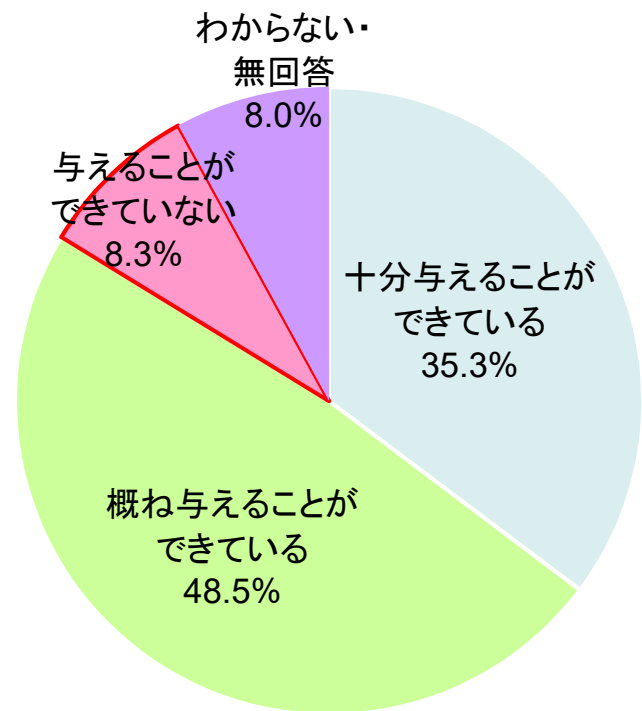


- 一般貨物船とRORO船等は、「十分確保できている」又は「概ね確保できている」と回答した事業者が8割近くを占めている。
- 一方で、油送船等は、「確保できていない」又は「確保できず運航に支障」と回答した事業者が2割を超えており、船員確保において厳しい状況がうかがえる。

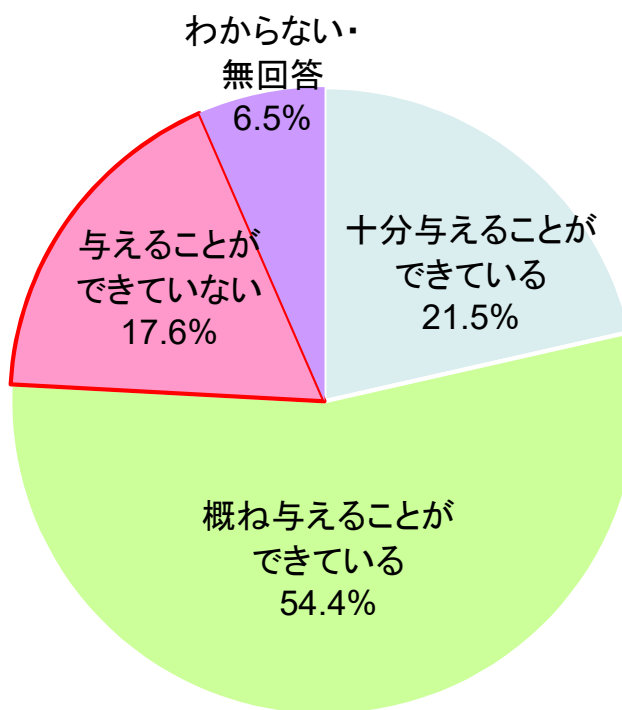
4. 調査結果（船員確保について②）

問 船員に十分な休暇・休息を与えることができますか。

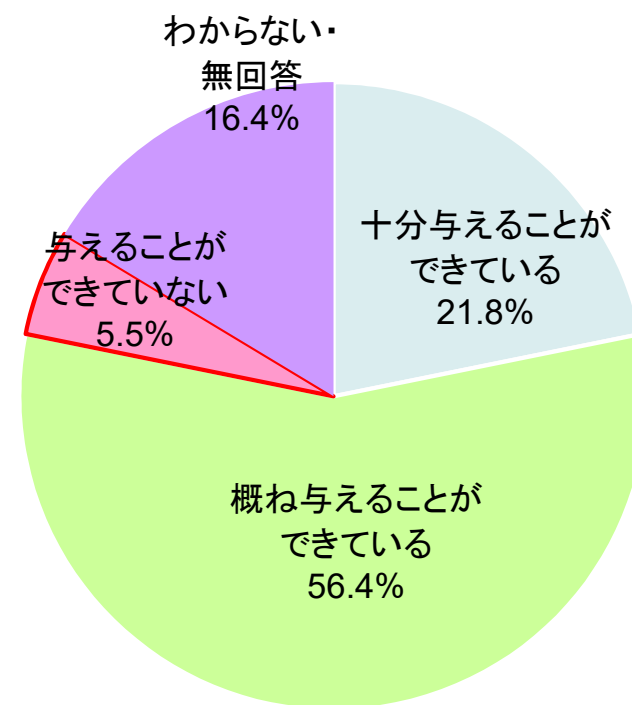
一般貨物船(326者)



油送船等(261者)



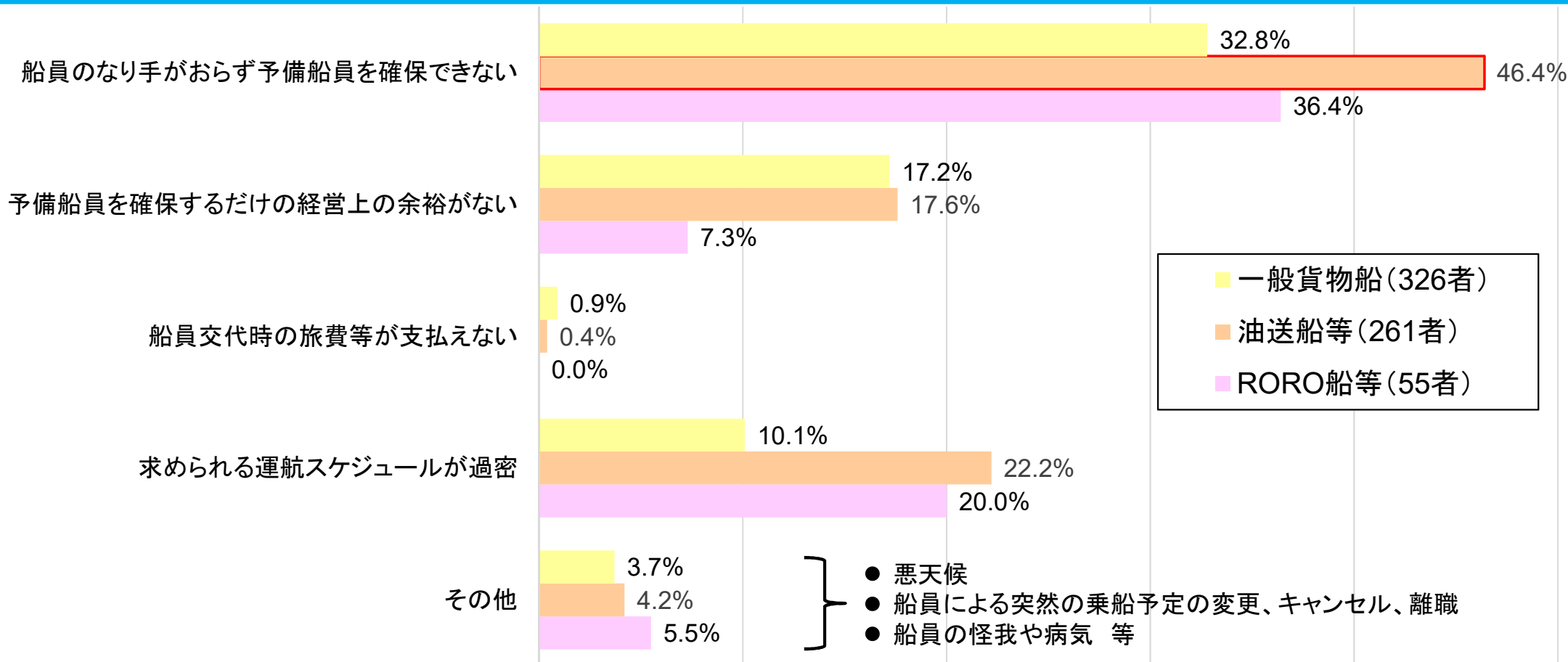
RORO船等(55者)



- いずれの船舶も、「十分与えることができる」又は「概ね与えることができる」と回答した事業者が8割近く占めている。
- 一方で、油送船等は、「与えることができていない」と回答した事業者が2割近く占めている。

5. 調査結果（船員確保について③）

問 船員に十分な休暇・休息を与えることができない場合、その要因として考えられるものは何ですか。（複数回答可）



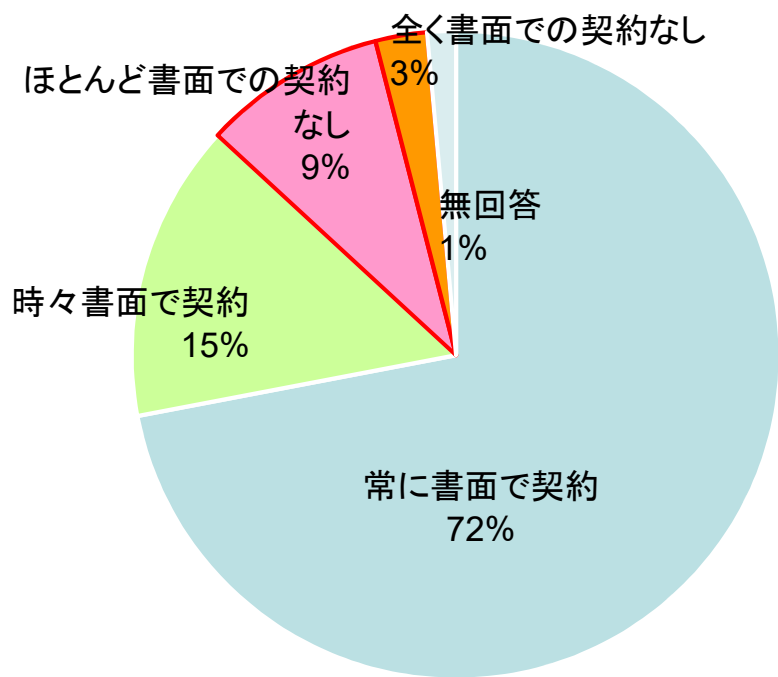
■ いずれの船舶も、十分な休暇・休息を与えられない要因として、「船員のなり手がおらず予備船員を確保できない」と回答している事業者がもっとも多い。

■ 油送船等とRORO船等は、「求められる運航スケジュールが過密」と回答している事業者が2番目に多い。

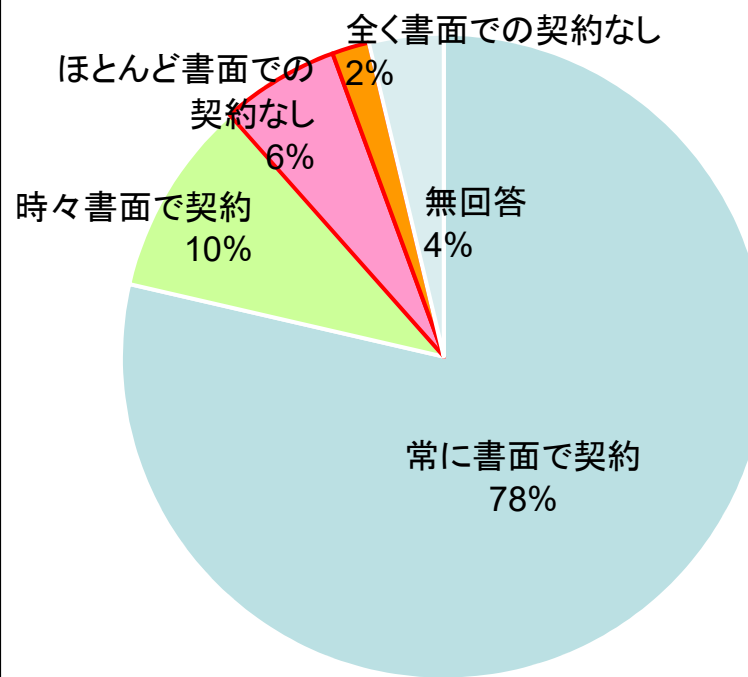
6. 調査結果（荷主等との契約について①）

問 運送・用船契約を書面で交わしていますか。

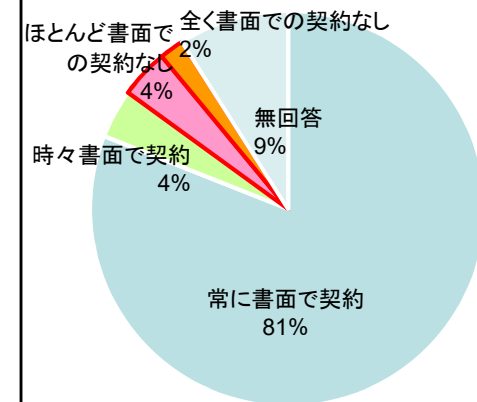
運送契約について
(オペレーターとしての回答:350者)



用船契約について
(オーナーとしての回答:589者)



うち一杯船主(100者)

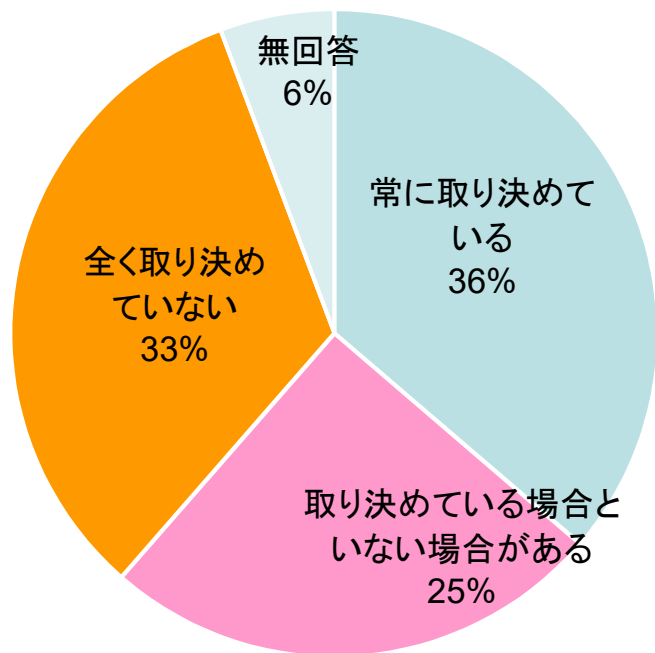


- 「常に書面で契約」と回答した事業者の割合は、7割を超えている。
- 一方で、1割程度の事業者は「全く書面での契約なし」「ほとんど書面での契約なし」と回答。

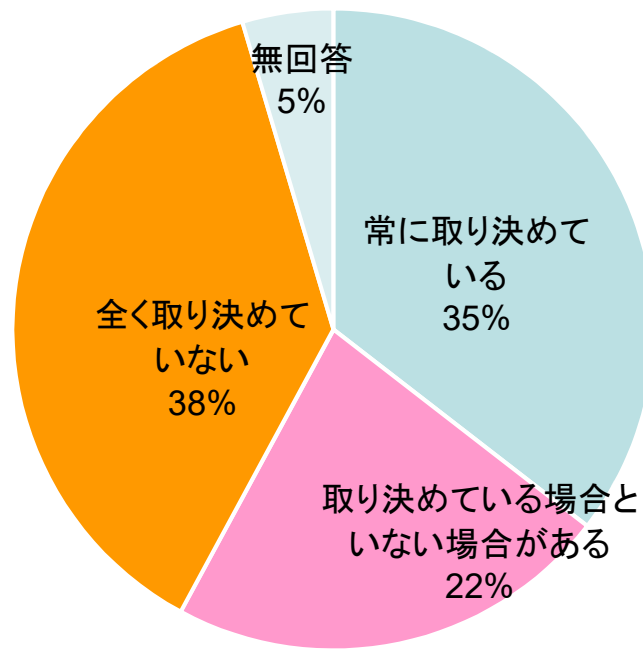
7. 調査結果（荷主等との契約について②-1）

問 契約等において、船員が行う荷役時の作業（清掃や片付け等の荷役に関する作業も含む）を明確に取り決めていますか。

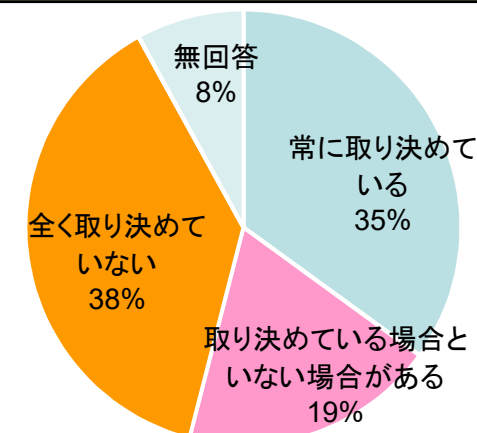
運送契約について
(オペレーターとしての回答:350者)



用船契約について
(オーナーとしての回答:589者)



うち一杯船主(100者)



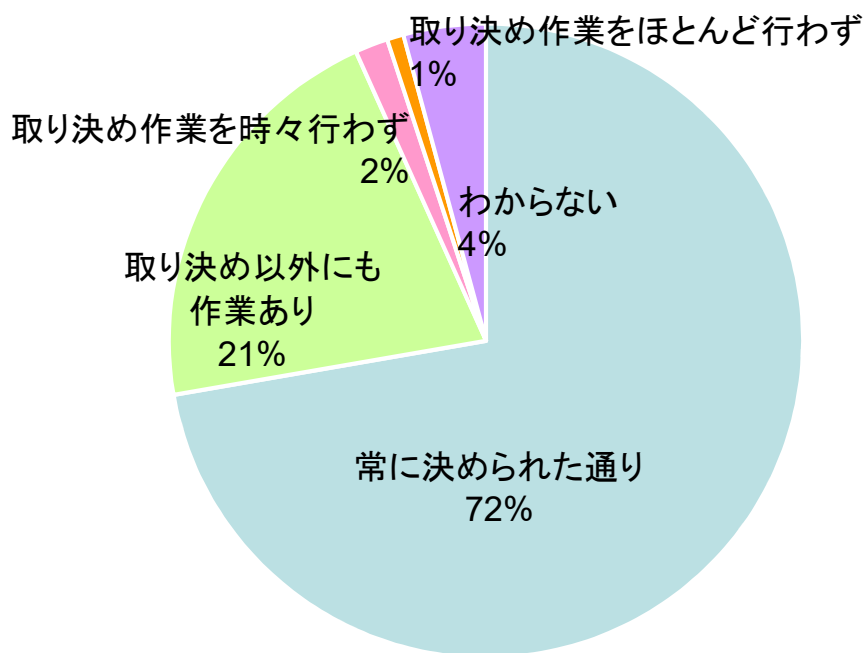
■ 「常に取り決めている」と「全く取り決めていない」、それぞれ回答した事業者の割合が3～4割程度を占め、二分化していることが見て取れる。

※日本海運集会所の書式においては、運送契約書、定期傭船契約書ともに、荷役の分担について規定が設けられている。

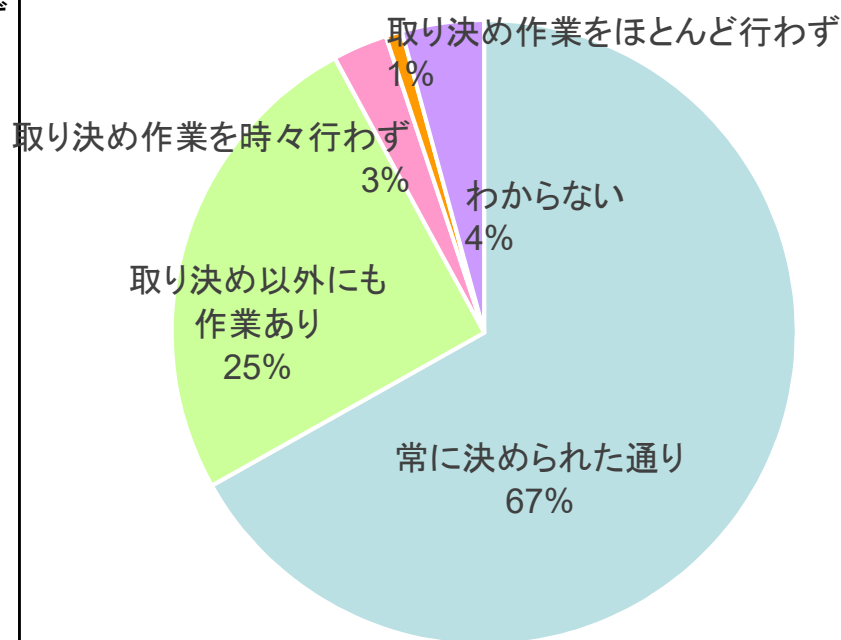
8. 調査結果（荷主等との契約について②-2）

問 船員が行う荷役時の作業を明確に取り決めている場合、取り決めた通りに作業が行われていますか。（7.(P7)で「常に取り決めている」と回答した事業者の場合）

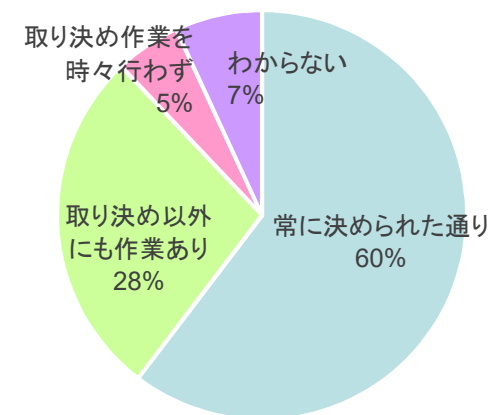
運送契約について
（オペレーターとしての回答：126者）



用船契約について
（オーナーとしての回答：206者）



うち一杯船主（58者）



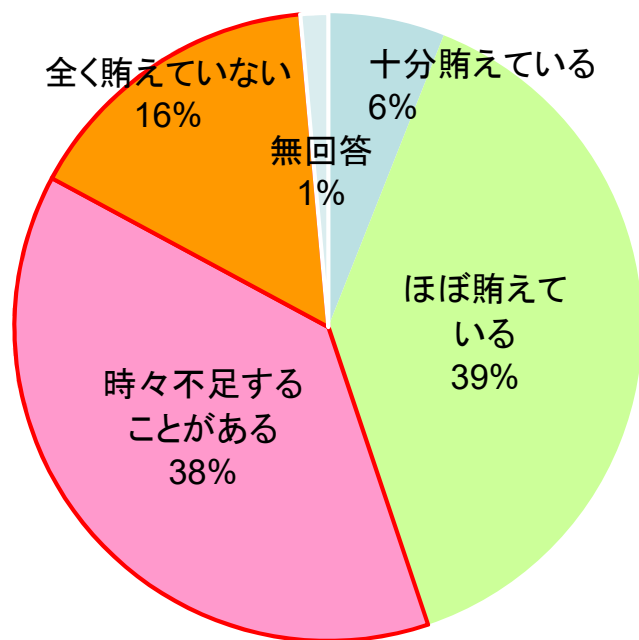
■ 「常に決められた通り」と回答した事業者の割合は、7割程度。

■ 「取り決め以外にも作業あり」と回答した事業者の割合は2割程度。契約書で決められていない作業を船員が行っているケースがある。

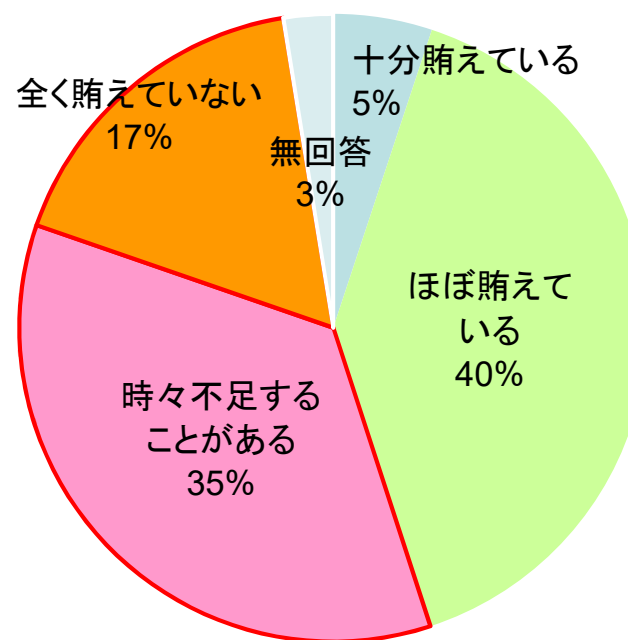
9. 調査結果（運賃・用船料について①）

問 現在の運賃・用船料水準で必要な経費を賄えていますか。

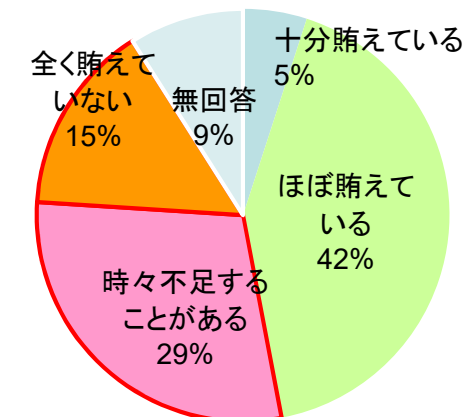
運賃について
(オペレーターとしての回答:350者)



用船料について
(オーナーとしての回答:589者)



うち一杯船主(100者)



- 運賃や用船料で必要経費が「十分に賄えている」「ほぼ賄えている」と回答した事業者の割合は4割程度。
- 一方、「時々不足することがある」「全く賄えていない」と回答した事業者の割合も5割程度を占め、二分化している状況。

10. 調査結果（運賃・用船料について②）

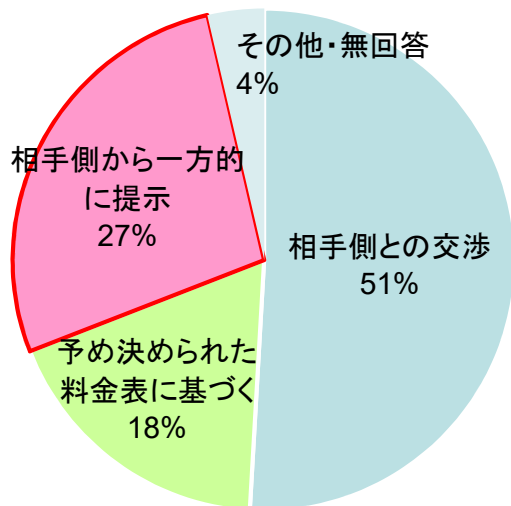
問 運賃・用船料は、どのようにして決めていますか。

(9.(P9)の質問で「十分に賄えている」「ほぼ賄えている」と回答した事業者と「全く賄えていない」と回答した事業者に分けて分析)

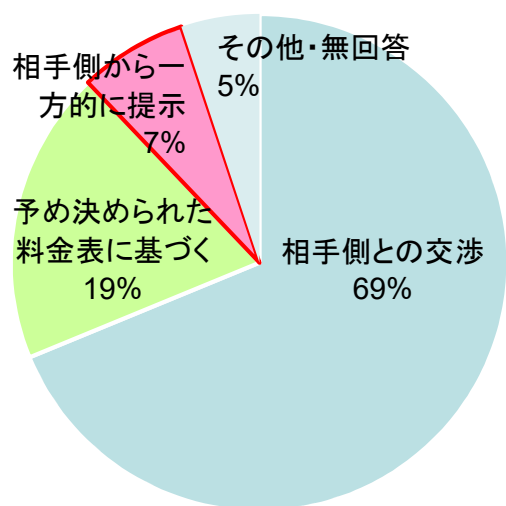
運賃について
(オペレーターとしての回答:350者中)

用船料について
(オーナーとしての回答:598者中)

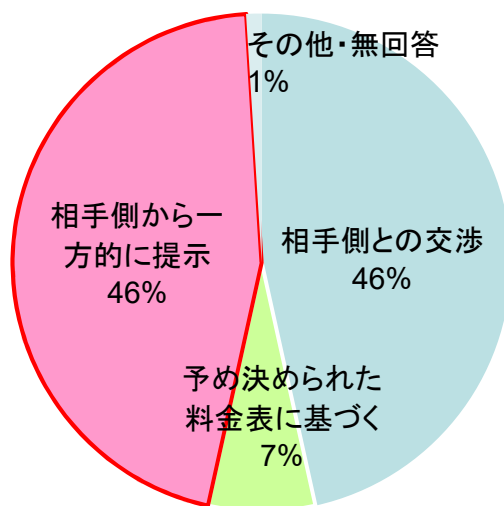
9.で必要経費が「**全く賄えていない**」と回答した事業者の場合(55者)



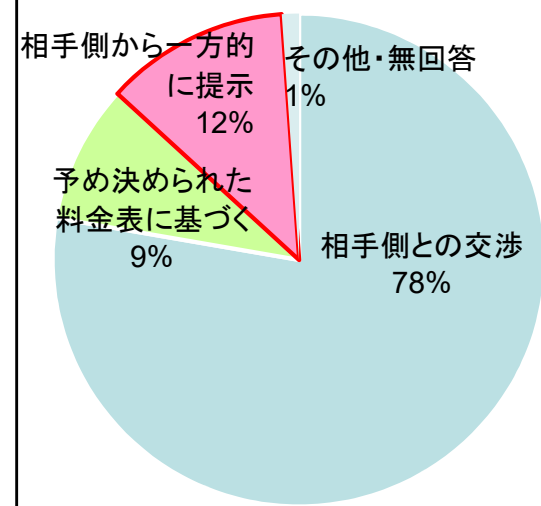
9.で必要経費が「**十分に賄えている**」「**ほぼ賄えている**」と回答した事業者の場合(157者)



9.で必要経費が「**全く賄えていない**」と回答した事業者の場合(101者)



9.で必要経費が「**十分に賄えている**」「**ほぼ賄えている**」と回答した事業者の場合(265者)



- 必要経費を「十分に賄えている」「ほぼ賄えている」と回答した事業者に関しては、相手側との交渉により決定している事業者の割合が、7～8割となっている。
- 一方、「全く賄えていない」と回答した事業者に関しては、相手側との交渉により決定している事業者の割合は5割程度であり、「相手側から一方的な提示」されるケースが3～5割とオペ・オーナーを問わず高い割合となっている。

11. 調査結果（運賃・用船料について③-1）

問 運賃・用船料を決める際、内訳（費用項目等）が明示されていますか。

（9.(P9)の質問で「十分に賄えている」「ほぼ賄えている」と回答した事業者と「全く賄えていない」と回答した事業者に分けて分析）

運賃について
（オペレーターとしての回答：350者中）

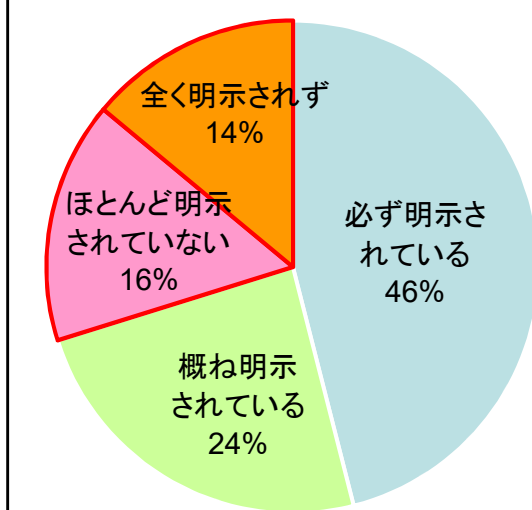
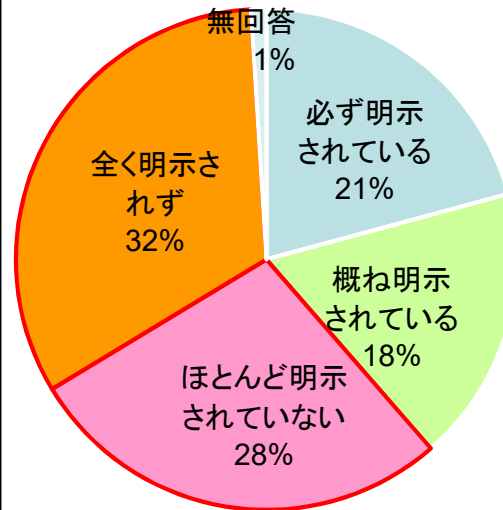
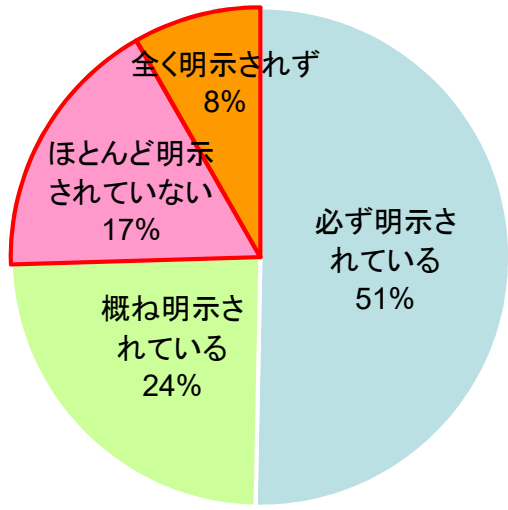
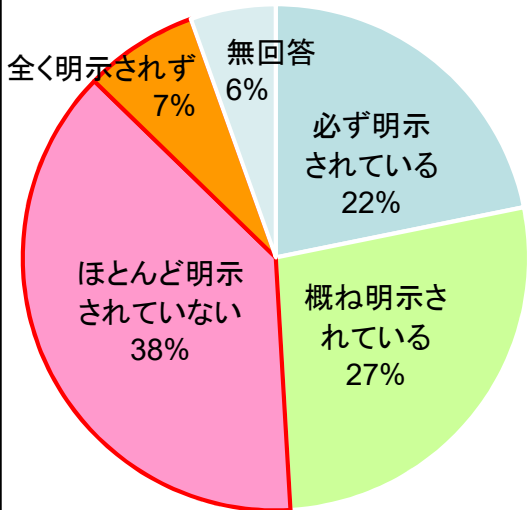
用船料について
（オーナーとしての回答：598者中）

9.で必要経費が「**全く賄えていない**」と回答した事業者の場合（55者）

9.で必要経費が「**十分に賄えている**」「**ほぼ賄えている**」と回答した事業者の場合（157者）

9.で必要経費が「**全く賄えていない**」と回答した事業者の場合（101者）

9.で必要経費が「**十分に賄えている**」「**ほぼ賄えている**」と回答した事業者の場合（265者）

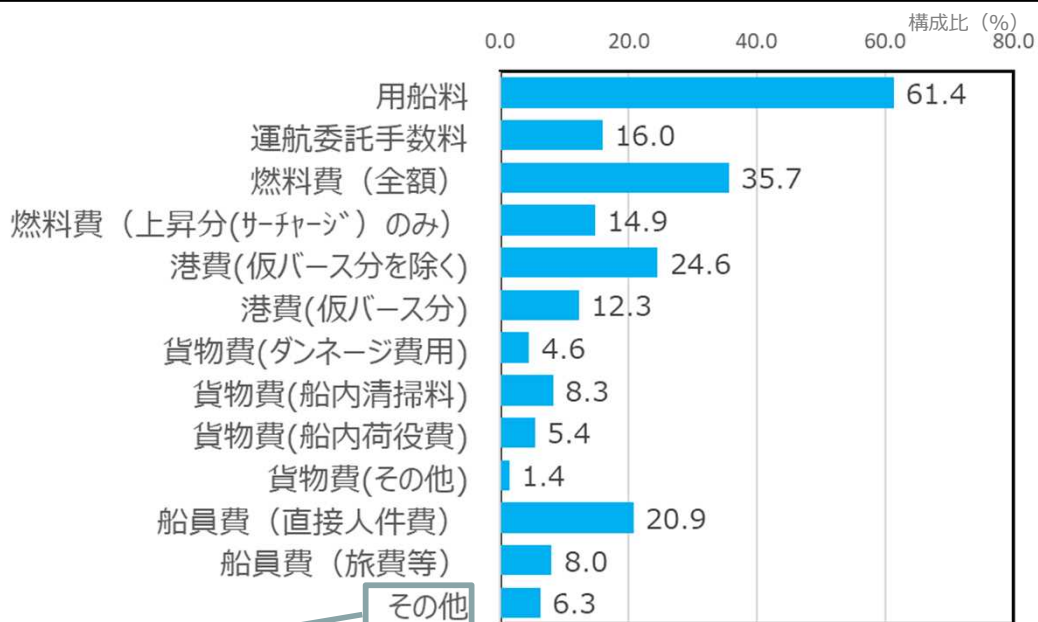


- 必要経費を「十分に賄えている」「ほぼ賄えている」と回答した事業者に関しては、費用項目等の内訳が「必ず明示されている」「概ね明示されている」事業者の割合が、7割以上となっている。
- 一方、「全く賄えていない」と回答した事業者に関しては、「ほとんど明示されていない」「全く明示されていない」ケースが5～6割と高い割合となっている。

12. 調査結果（運賃・用船料について③-2）

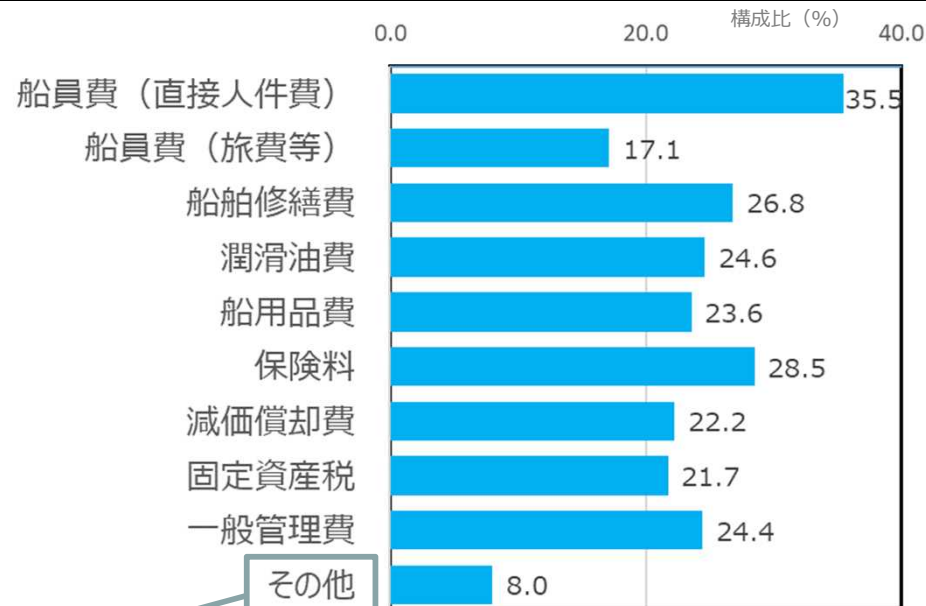
問 運賃・用船料の内訳として明示されているものはどれですか。

運賃について
(オペレーターとしての回答: 350者)



貨物保険費、給水費、曳船料、船舶修繕費、減価償却費 等

用船料について
(オーナーとしての回答: 598者)



船舶建造借入金の金利、通信費 等

- 用船料を除き、明示されている割合はいずれの項目も低く、人件費も2~4割程度。特に荷役作業、ダンネージ(固縛材)、清掃等に係る費用はほとんど明示されていない。
- 運賃・用船料とは別に実費で支払って貰っている費用として、少数ではあるが以下の回答があった。

(オペレーター) 夜荷役等の付帯手当、夜間作業の時間外手当、貨物保険料

(オーナー) 清掃料(タンククリーニング)、仮バース費、通信料、船舶建造借入金の金利

13. 調査結果（運賃・用船料について④）

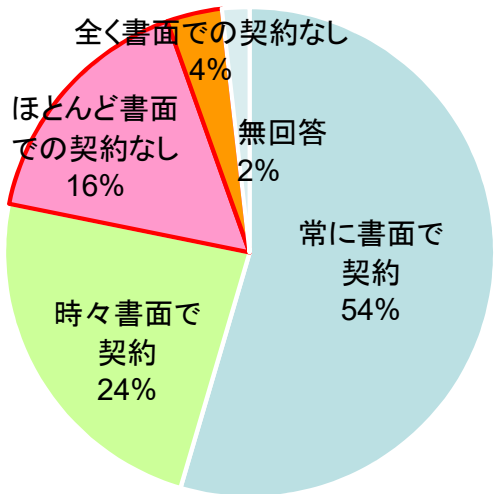
問 運送・用船契約を書面で交わしていますか。

(※調査結果9. (P.9)と6. (P.6)とのクロス分析)

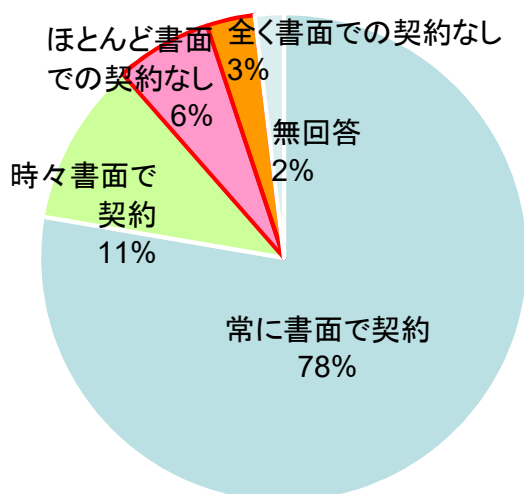
運賃について

(オペレーターとしての回答:350者中)

9.で必要経費が「**全く賄えていない**」と回答した事業者の場合(55者)



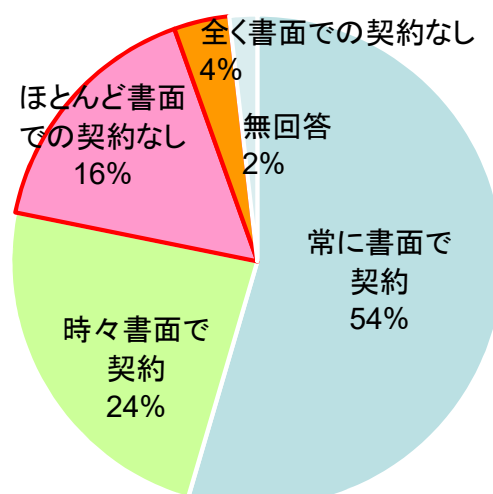
9.で必要経費が「**十分に賄えている**」「**ほぼ賄えている**」と回答した事業者の場合(157者)



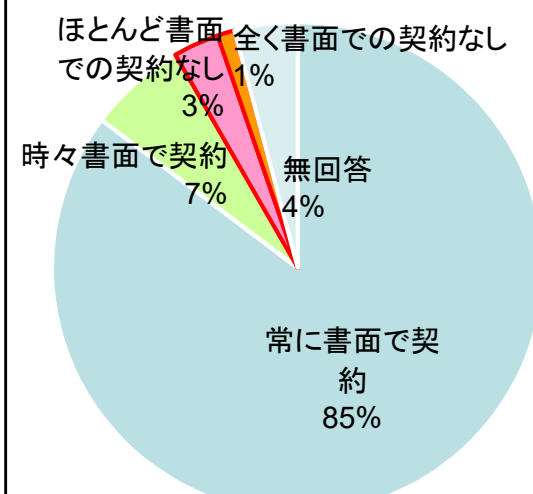
用船料について

(オーナーとしての回答:598者中)

9.で必要経費が「**全く賄えていない**」と回答した事業者の場合(101者)



9.で必要経費が「**十分に賄えている**」「**ほぼ賄えている**」と回答した事業者の場合(265者)



- 必要経費を「十分に賄えている」「ほぼ賄えている」と回答した事業者に関しては、「常に書面で契約」している事業者の割合は、8～9割となっている。
- 一方、「全く賄えていない」と回答した事業者に関しては、「常に書面で契約」している事業者の割合は、5～7割となっており、「ほとんど書面で契約なし」と回答した事業者の割合は1～2割となっている。

内航海運業における契約等に関する実態調査

令和元年11月

内航海運事業者の皆様におかれましては、平素より国土交通行政の推進に多大のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、生産年齢人口の減少や陸上との人材確保の激化が進行する中、内航船員という職業を、働き方改革が進む陸上職と比べても魅力ある職業へと変えていくため、交通政策審議会海事分科会船員部会において、内航船員の働き方改革について検討を進めているところです。

さらに、少子高齢化による人口減少等の外部環境の変化に加え、内航海運暫定措置事業の終了が数年後に想定される中、これら事業環境の変化の中でも社会に必要とされる輸送サービスを持続的に提供し続けるため、本年6月28日に同じく交通政策審議会海事分科会の下にある基本政策部会を開催し、事業のあり方、荷主等との取引環境の改善等について、総合的な検討を開始しました。

今後、本部会での検討を進めるにあたり、内航海運業における契約等に関する実態を把握するため、アンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、本アンケート調査の趣旨をご理解賜り、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【アンケート用紙のご記入にあたって】

- ・各問について、あてはまる項目の番号に○印を記入して下さい。
- ・本アンケート調査は、統計的に処理し、その集計結果のみを部会等の資料として活用するため、ご回答いただいた皆様の個々の情報を開示することはありません。
- ・令和元年10月1日時点における状況についてご回答願います。

【問い合わせ先】

本調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。
なお電子メールでのお問い合わせの場合には、下記2名宛てにお願いいたします。

国土交通省 海事局 内航課 渡部、一ノ宮
 (代表) 03-5253-8111 (内線) 43-462、43-463
 (直通) 03-5253-8627 (FAX) 03-5253-1643
 (E-MAIL) watabe-t2gm@mlit.go.jp ichinomiya-k23r@mlit.go.jp

基礎情報

1. 会社概要

事業者名			
住所			
電話番号			
FAX番号			
記入者名		役職	
メールアドレス			

2. 使用船舶・雇用船員数

使用する内航船舶に関する情報				
	所有船		用船	
	運航	貸渡・運航委託	運航	マンニング・貸渡
一般貨物船	隻	隻	隻	隻
セメント専用船	隻	隻	隻	隻
自動車専用船	隻	隻	隻	隻
土・砂利・石材専用船	隻	隻	隻	隻
石灰石専用船	隻	隻	隻	隻
RORO船	隻	隻	隻	隻
コンテナ船	隻	隻	隻	隻
油送船	隻	隻	隻	隻
ケミカルタンカー	隻	隻	隻	隻
特殊タンク船	隻	隻	隻	隻
その他の内航船	隻	隻	隻	隻
雇用する内航船員に関する情報				
自社雇用船員				名
	うち予備船員			名
グループ会社（連結対象法人）の雇用船員				名
	うち予備船員			名

※船員を雇用していない場合は「0」を記入して下さい。

荷主等との契約及び船員確保に関する質問

- 問1 運送・用船等の契約を書面で交わしていますか？
- 常に書面で契約している
 - 時々書面で契約している
 - ほとんど書面で契約することはない
 - 全く書面で契約することはない
- 問2 用船契約等において、船員が行う荷役時の作業（清掃や片付け等の荷役に関する作業も含む）を明確に取り決めていますか？
- 常に取り決めている
 - 取り決める場合もあれば、取り決めていない場合もある
 - 取り決めていない
- 問3 船員が行う荷役時の作業を明確に取り決めている場合、何を船員が行うことになっていますか？（※あてはまる項目全てに○印を記入して下さい。）
- 艙内の積付
 - 積荷の固縛
 - 艙内清掃
 - ダンネージの片付
 - ホース・ローディングアームの接続（船側）
 - ホースの接続（陸側）
 - 荷役中の安全確認・監視
 - タンク内の検査
 - タンククリーニング
 - その他（ ）
 - 取り決めていない
- 問4 船員が行う荷役時の作業を明確に取り決めている場合、取り決めた通りに作業が行われていますか？
- 常に取り決めた通りに行われている
 - 取り決めた作業以外にも船員が作業を行っている
 - 取り決めた作業を時々行っていない場合がある
 - 取り決めた作業をほとんど行っていない
 - わからない
- 問5 十分な船員を確保できていますか？
- 十分確保できている
 - 概ね確保できている
 - 確保できていない → 4. 確保できず運航に支障をきたしたことがある
 - わからない（昨年（ ）回程度、今年（ ）回程度）
- 問6 船員に十分な休暇・休息を与えることができますか？
- 十分与えることができます
 - 概ね与えることができます
 - 与えることができていない
 - わからない
- 問7 船員に十分な休暇・休息を与えることができない要因は何ですか？（複数回答可）
- 船員のなり手がおらず、予備船員を確保できないため
 - 予備船員を確保するだけの経営上の余裕がないため
 - 船員交代時の旅費等を支払うことができないため
 - 求められる運航スケジュールが過密のため
 - その他（ ）

運賃に関する質問（オペレーターの方への質問）

- 問1 運賃は、どのようにして決めていますか？
- 相手側との交渉を行っている
 - あらかじめ決められたタリフ表に基づく
 - 相手側から一方的に提示される
 - その他（ ）
- 問2 運賃を決める際、内訳（費用項目・金額）が明示されていますか？
- 必ず明示されている
 - 概ね明示されている
 - ほとんど明示されていない
 - 全く明示されていない（明示されたことはない）
- 問3 運賃の内訳として明示されているものはどれですか？（※あてはまる項目の番号全てに○印を記入して下さい。）
- 用船料
 - 運航委託手数料
 - 燃料費（全額）
 - 燃料費（燃料上昇分（サーチャージ）のみ）
 - 船員費（直接人件費）
 - 船員費（旅費等）
 - 港費（仮バース分を除く）
 - 港費（仮バース分）
 - 貨物費（ダンネージ費用）
 - 貨物費（船内清掃料）
 - 貨物費（船内荷役費）
 - 貨物費（その他）
 - その他（ ）
- 問4 運賃とは別に実費を支払ってもらっている費用はありますか？（※あてはまる項目の番号全てに○印を記入して下さい。）
- 用船料
 - 運航委託手数料
 - 燃料費（全額）
 - 燃料費（燃料上昇分（サーチャージ）のみ）
 - 船員費（直接人件費）
 - 船員費（旅費等）
 - 港費（仮バース分を除く）
 - 港費（仮バース分）
 - 貨物費（ダンネージ費用）
 - 貨物費（船内清掃料）
 - 貨物費（船内荷役費）
 - 貨物費（その他）
 - その他（ ）
- 問5 現在の運賃水準で必要な経費を賄えていますか？
- 十分賄えている
 - ほぼ賄えている
 - 時々不足することがある
 - 全く賄えていない
- 問6 貴社から運賃の値上げを提案することはありますか？
- よくある
 - 時々ある
 - ほとんどない
 - 全くない（運賃を交渉する機会がない）

用船料に関する質問（オーナーの方への質問）

問1 用船料は、どのようにして決めていますか？

1. 相手側との交渉を行っている
2. あらかじめ決められた料金表に基づく
3. 相手側から一方的に提示される
4. その他（

)

問2 用船料を決める際、内訳（費用項目・金額）が明示されていますか？

1. 必ず明示されている
2. 概ね明示されている
3. ほとんど明示されていない
4. 全く明示されていない（明示されたことはない）

問3 用船料の内訳として明示されているものはどれですか？

（※あてはまる項目の番号全てに○印を記入して下さい。）

- | | | |
|---------------|-------------|----------|
| 1. 船員費（直接人件費） | 2. 船員費（旅費等） | 3. 保険料 |
| 4. 船舶修繕費 | 5. 潤滑油費 | 6. 船用品費 |
| 7. 固定資産税 | 8. 減価償却費 | 9. 一般管理費 |
| 10. その他（ | | |

)

問4 用船料とは別に実費を支払ってもらっている費用はありますか？

（※あてはまる項目の番号全てに○印を記入して下さい。）

- | | | |
|---------------|-------------|----------|
| 1. 船員費（直接人件費） | 2. 船員費（旅費等） | 3. 保険料 |
| 4. 船舶修繕費 | 5. 潤滑油費 | 6. 船用品費 |
| 7. 固定資産税 | 8. 減価償却費 | 9. 一般管理費 |
| 10. その他（ | | |

)

問5 現在の用船料水準で必要な経費を賄えていますか？

1. 十分賄えている
2. ほぼ賄えている
3. 時々不足することがある
4. 全く賄えていない

問6 貴社から用船料の値上げを提案することはありますか。

1. よくある
2. 時々ある
3. ほとんどない
4. 全くない（運賃を交渉する機会がない）

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

ご記入いただいたアンケート用紙は、同封の返信用封筒に入れて、**12月2日（月）**までにご投函いただくか、以下の連絡先にファックス又は電子メールでご提出をお願いします。

【アンケート提出先】

日本内航海運組合総連合会 調査企画部

住所 : 〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6番4号

FAX : 03-3263-4330

E-Mail : fujii@naiko-kaiun.or.jp